

訪問看護医療 DX 情報活用加算の算定にかかわる WEB サイト掲示について

当ステーションは地方厚生局長等に届け出を行い、健康保険法第3条第13項の規定による電子資格確認により、利用者の診療情報や薬剤情報等を取得・活用して訪問看護の実施に関する計画的な管理を行い、より質の高い医療の提供を目指します。

これにより、訪問看護医療 DX 情報活用加算として定められた額を令和7年10月より所定額に加算します。

※DXとは「Digital Transformation（デジタルトランスフォーメーション）」の略で、ICT 機器などの各種デジタル技術によって、ビジネスや社会、生活のスタイルを変えることを指します。

<算定内容>

訪問看護医療 DX 情報活用加算 月1回に限り 50円

<対象者>

訪問看護管理療養費を算定する利用者（医療保険）

<施設基準>

- （1）厚生労働省が示す訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令第1条に規定する電子情報処理組織の使用による請求（オンライン請求）を行っている。
- （2）マイナンバーを用いたオンライン資格確認を行う体制を整えている。
- （3）医療 DX 推進の体制に関する事項及び情報の取得・活用等についてのウェブサイトへの掲載を行っている。

令和7年10月1日

（事業者）医療法人バディ

（事業所）訪問看護ステーションバディながつた